

映像作品制作支援要項

公益社団法人熊本県観光連盟

(趣旨)

第1条 公益社団法人熊本県観光連盟(以下「連盟」という。)は、熊本県を舞台とした映画、テレビドラマ等の誘致を推進することにより、熊本県の観光振興及び地域活性化を図るため「映像作品制作支援助成金」(以下「助成金」という。)を予算の範囲内において交付し、映像作品制作の誘致を積極的に行うものとする。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1)「完成」とは、公開又は配信される内容が、DVD等の媒体に記録され、容易に視聴できる状態となっているものをいう。
- (2)「公開」とは、県外の興行場法に基づく映画館または海外の映画館における1週間以上の有料の公開をいう。
- (3)「配信」とは、Netflix、アマゾンプライムビデオ又は楽天TV等の動画配信サービスによる1週間以上の有料の提供をいう。

(助成対象事業)

第3条 助成金の対象となる事業は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1)熊本県内で撮影されたものであること。
- (2)映画等にあつては、完成後1年以内に広く公開又は配信されるものであること。ただし、特段の事情がある場合においては、1年を超えて公開又は配信されるものも含む。
- (3)ドラマ等にあつては、電波法に基づくテレビジョン放送局において複数の都道府県で、または海外のテレビジョン放送局で当該年度内に放送されるものであること。ただし、特段の事情がある場合においては、1年を超えて放送されるものも含む。
- (4)熊本県が実施する助成事業(熊本県が他の団体等を経由して助成するものを含む。)ではないこと。

(助成対象団体)

第4条 助成対象団体は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1)団体の定款、規約、会則等を有すること。
- (2)事業を着実に実施できる事務及び組織体制があること。
- (3)宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (4)特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (5)暴力団又は暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、別表に定めるところによる。ただし、熊本県内で消費されたものに限る。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は前条の対象経費の20パーセント以内とする。ただし、その金額が100万円をこえるときは、100万円とする。

(助成申込書の提出)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体は、別途定める期間内に助成申込書(別記第1

号様式)に次の各号の書類を添付のうえ、1部提出するものとする。

- (1) 事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 収支予算書(別記第3号様式)
- (3) 団体概要(別記第4号様式)
- (4) 上映・配給等計画書(別記第5号様式)
- (5) シナリオ

(助成金決定前の事業着手)

第8条 事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により助成金交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した助成金交付決定前着手届(別記第6号様式)を提出しなければならない。

(助成申込書の審査)

第9条 連盟は、第7条の助成申込書の提出を受けた場合においては、事業の内容の審査を経て、助成の可否を決定し、申請団体に対し助成金交付決定通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。

2 前項の審査の詳細は別に定める。

(助成事業の変更等)

第10条 助成事業の変更(軽微な変更を除く)、中止、取り下げ等の理由が生じたときは、遅滞なく以下の書類を提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 変更承認申請書(別記第8号様式)
- (2) 変更収支予算書(別記第9号様式)
- (3) その他会長が必要と認める書類

2 前項の助成事業の内容等の変更に係る通知は、助成金の額に変更が生じるときは助成金変更交付決定通知書(別記第10号様式)、助成金の額に変更が生じないときは計画変更承認通知書(別記第11号様式)により行うものとする。

(助成申込の取下げ)

第11条 助成申込書の提出をした者は、中止、取下げの理由が生じたときは、遅滞なく助成申込取下書(別記第12号様式)を提出しなければならない。

2 前項の規定による助成申込の取下げがあったときは、当該申込に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。この場合において、2か年度にわたり事業が継続するときは、助成申込を行う事業年度毎に行うものとする。

(実績報告書の提出)

第12条 助成金の交付決定を受けた団体は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書(別記第13号様式)に次の各号の書類等を添付のうえ提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(別記第14号様式)
- (2) 作品を記録したDVD等の媒体
- (3) 完成後1年以内に県外で広く公開又は配信する旨を明記した誓約書(別記第15号様式)
- (4) 助成対象経費の支出を証する書類(領収書等の写し)

2 前項の実績報告書の提出期限は、助成事業完了の日から起算して30日を経過した日又は助成事業実施年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(助成金の額の確定)

第13条 連盟は、前条による報告を受けた場合においては、適切な調査のうえ、助成すべ

き額を確定し、助成金額確定通知書（別記第16号様式）により団体に通知するものとする。

（助成金の請求等）

第14条 助成金の請求をしようとする団体は、助成金交付請求書（別記第17号様式）を提出しなければならない。

（決定の取消し）

第15条 連盟は、申請者が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成事業等について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（助成金の返還）

第16条 連盟は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（証拠書類の保管）

第17条 助成金の交付を受けた団体は、当該助成事業に係る経理の収支を明らかにし、帳簿及び証拠書類を事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（雑則）

第18条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（附則）

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

（附則）

この要項は、平成27年2月24日から施行する。なお、平成26年度中に実施される事業については、なお従前の例による。

（附則）

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

（附則）

この要項は、令和3年2月19日から施行する。

（附則）

この要項は、令和4年8月10日から施行する。

**【別表】
助成対象経費**

経費項目	説明
------	----

施設・機材、バス借り上げ等の使用・賃借料	会場使用料、会場付帯設備使用料、会議室使用料、事業に必要な物品や資材等を運搬する場合のタクシー、バス等の車両の借り上げ料
建設・解体費	ロケセットの設営や撤去に要する経費
県内交通費、運搬費	県内移動に係る交通費やセット等の運搬費
関係者宿泊費	製作スタッフ等関係者の宿泊費